

平成29年度事業計画書及び収支予算書（理事会承認）

平成29年度事業計画書

自：平成29年4月 1日 至：平成30年3月31日

青果卸売市場は、国産生鮮青果物の約9割がこれを經由しており、我が国の青果物流通の中核を担っている。このため、その健全な発展と機能の高度発揮が、国民の食生活の安定にとって極めて重要であるとともに、国内の青果物生産者にとっては、主たる販路を提供する役割を果たしている。このように青果卸売市場は、我が国社会にとってかけがえのない公共インフラである。

しかしながら、青果物の生産・流通・消費に係る情勢の急速な変化により、青果卸売市場及び青果卸売会社の事業環境は、時を追って難しいものとなっている。川上サイドでは、国内生産力が総体としては減退してきている中で、出荷団体の大型化・特定産地への商品の特化による産地側の価格要請の強まり、川下サイドでは、少子高齢化などから需要量の減少が顕著となる中、小売分野で大きな地位を占めてきている大手量販店の「ハイパー」を利用した要求がその程度を強めており、この間の調整パレションが、日々、困難度を増してきている。

他方では、直接販売（直売所、直販など）の増加など流通チャンネルの多様化が進展し、こうした市場外流通との競争が激しくなっている。

加えて、青果卸売市場を取り巻く経済社会の動向、即ち、食の安全・安心に係わる問題の多発、経済連携・市場開放による農産物貿易の自由化の進展、消費税の引き上げや軽減税率制度の導入の動きなども、重大な経営上の課題を負わせるところとなっている。

こうした中、青果卸売市場及び青果卸売会社の維持発展を図っていくためには、業界全体でその共通の課題に取り組み、業務・業容の革新や改善を図るほか、関係諸方面との対応につき一致して行動していくことが一層有効かつ重要になっている。

特に、次のような課題については、会員会社全体で研究・検討し、必要に応じて、行政や各業界などに対し、一体として対応していくことが必要と考える。

- ① 卸売市場法・制度の見直し・検討への参画及び意見要望の発信
- ② 経営戦略の確立とこれに即した市場機能の高度発揮の方策
- ③ 立地・機能に応じた市場間における役割分担と連携強化の方策
- ④ 産地側・出荷先側の大型化の進展等に即した取引・業務体制の構築
- ⑤ 取引の電子化・物流の効率化などによる業務の効率化・高度化
- ⑥ 情報受発信能力の強化による情報機能の向上
- ⑦ 安全・安心などの社会的要請・軽減税率制度等新たな課題への適切な対応

こうした認識に立って、会員会社が共通して抱える諸問題について、優先度を勘案しつつ、以下のような事業を重点として、協会業務を実施するほか、情勢に応じて、新たに生じてくる問題についても、臨機応変に対応していくこととする。

1 経営環境整備対策

(1) 卸売市場法・卸売市場制度改正の検討への対応

28年11月に政府決定された「農業競争力強化プログラム」において、「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」の中で、「卸売市場法を抜本的に見直す」こととされている。このため、29年度には、国においてこのための検討が実施されると見込まれる。

協会としては、政府や自民党の各種検討作業に参画していくよう努めるとともに、その内容が適切なものとなるよう、様々なかたちで働きかけて行くこととする。

(2) 第10次基本方針・整備計画等に沿った卸売市場行政・施策への対応

28年1月に第10次卸売市場整備基本方針が策定・公表された。当面は、これに即した卸売市場行政・施策が展開されるが、各般の措置が具体化されていく中で、その動きを注視し、必要な意見要望を集約して、行政に時宜に即して働きかけていくこととする。

(3) 食品の安全・安心問題への対応

食品の安全・安心問題は、消費者の関心が極めて高く、今後も様々な行政対応がなされていくことが想定される。引き続き、原発事故による放射性物質の汚染問題の情報収集・提供に細心の注意を払うこととする。また、食品の表示問題（新たな機能性表示制度・加工食品への原料原産地表示問題などを含む）・トレーサビリティ・食品衛生管理へのHACCPの義務付け等安全・安心に拘わる法規制の動向などについても関係情報の収集提供に努め、取り扱い青果物の安全・安心に対する評価の向上に資するものとする。

(4) 消費税関係の動き（軽減税率制度、転嫁対策、価格表示など）への対応

改正消費税法によって、平成31年10月から消費税が10%に引き上げられることとされている。また、飲食料品に対する軽減税率制度も同時期に導入されるとともに、インボイス制度が平成33年4月から完全実施される予定となっている。後者については、卸売業者も新たな対応を迫られるため、行政を始めとした各般の情報収集に努め、協会内部での検討も深めつつ、これらを適切に会員会社に情報提供し、対応に遺憾なきを期することとする。更に、必要に応じ、行政への働きかけも行っていくこととする。

また、引き続き、転嫁対策、価格表示などの動きも注視し、会員への情報提供・行政への意見要望提出などを行うこととする。

(5) 会員会社と出荷団体間の取引契約等の適正化への取組

会員会社と出荷団体との間の取引関係の諸取り決めが適正になされるよう、会員会社への支援に努める。

(6) その他

独占禁止法関係の情報収集・提供に努める。また、農協制度改革の動向、米国との二国間貿易交渉の動向、EU、日中韓などとの経済連携の動き等も注視し、必要な情報提供に努める。

2 取引情報電子化等対策

(1) ベジフルネットシステムの適切な運営等への取組

平成30年10月1日から、ベジフルネットシステムは第4期システムに移行する予定

である。このシステムによる商取引等が円滑に運営されるよう、会員会社・関係機関と密接に連携を図り、適時適切に対応していくこととする。

(2) 物流効率化関係事業に関する情報提供等

会員各社に対し、生鮮食料品分野の物流効率化に関する補助事業等に関して、時宜に即した情報提供に努めることとする。また、量販店を中心に導入が進みつつある流通 BMS の生鮮食料品への運用拡大に向けた動きや、通い容器の普及促進策の検討等の動きに適切に対応する。

(3) 会員各社の情報システムの利活用に係る共通問題への取組

会員会社が取り組む情報システム活用によるコスト削減・業務効率化の検討について、業界全体での取り組みとして調査研究を進める。また、税制改正、人事・経理関係の法制度改正などに伴う情報システムの変更対応など、会員会社共通の問題につき、検討し、対応方向の提示に努めていく。

3 地域対策事業

会員会社の当面する共通の問題や地域独自の問題について、地域の自主性の下に、地域連絡協議会やその下部組織である専門部会等の場で情報交換、調整等を進める。

また、全国的に共通する問題については、随時、正副会長等会議を開催し、検討を行い、協会としての全体調整、合意形成に努める。

4 調査研究事業

経営委員会、業務委員会において、地域の専門部会等との連携を図りつつ、会員会社の経営管理問題、野菜・果実の生産・流通を巡る諸問題、食の安全・安心問題、情報の電子化問題等に関して検討を進める。また、必要に応じ、特定の課題を調査・研究する委員会を開催する。

更に、会員会社の経営・業務関係調査及び労務状況調査を実施するほか、その他の関係情報・資料の収集・作成も行い、会員会社の参考に供する。このほか、農林水産省関係の各種調査に参画する等必要な協力を行うとともに、業界意見の反映に努める。

5 研修事業の実施

会員会社の人材養成の一助として、会員の会社の幹部クラスを主な対象とした経営研修会を開催する。

6 広報宣伝事業

関係機関が実施する果実の消費拡大対策、青果物健康推進協会の活動に参画するほか、青果物の卸売市場流通の機能・役割などについての広報宣伝にも努める。

7 公益目的事業

公益法人改革への対応の際、当協会が一般社団法人に移行するための条件として、移行時の純資産額相当の公益目的財産額を公益目的事業に支出することが求められた。当協

会は、内閣総理大臣からの移行認可に当たって、公益財団法人食品流通構造改善促進機構への特定寄付を公益目的事業とすることとされており、所要の額につきこれを実施する。

8 その他

- (1) 臨時休開市日問題への対応
適切な内容となるよう関係方面への働きかけに努める。
- (2) 青果物需給調整事業への協力
行政・他法人などが行う青果物の需給調整事業に対し必要な協力を行う。
- (3) 価格情報等の公表への対応
会員各社が行う農林水産省統計部等に対する主要青果物の卸売価格・数量などの情報提供協力に関して、これが適切・円滑に行われるよう連絡調整を行う。
- (4) 団体グループ生命保険契約等の実施
会員各社の福利厚生等に資するため、団体グループ生命保険契約等の業務を行う。
- (5) ホームページの活用
一般へのPRのため、また、会員各社への迅速な情報提供のため、ホームページを適切に管理し、その活用に努める。